

令和6年度
指導検査報告書

～都民が安心して福祉・医療サービスを利用できるように～

令和7年10月

東京都福祉局指導監査部・保健医療局保健政策部

はじめに

東京都では、都民の皆様が、安心して質の高い福祉・医療サービスを利用することができるよう、福祉局指導監査部と保健医療局保健政策部が連携し、事業者や医療機関に対して、法令基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう指導を行うとともに、サービスの質の向上に向けた育成にも取り組んでいます。

不適正なサービスの提供や、介護・診療報酬請求等に関する悪質な法令違反を行った事業者等に対しては、改善勧告等の指導や、改善命令・指定取消などの行政処分を行っています。特に、緊急性や重大性の高い、サービス現場における虐待、職員配置不足や不正請求などの案件に対しては、運営主管部や区市町村と連携した迅速な対応を行っているところです。

また、令和5年度以降は、「社会福祉施設等に対する指導検査業務システム」を本格運用し、事業者等及び行政双方の事務負担軽減や利便性向上を図る取組を着実に進めています。

この報告書は、令和6年度に実施した指導検査結果について取りまとめたものであり、適正な事業運営の一助となるよう、指摘事項を中心に整理しています。事業者や医療機関の皆様には、問題の早期発見と自主的な改善に向けて、本報告書をご活用いただけますと幸いです。

福祉局指導監査部・保健医療局保健政策部

目次

I	指導検査の概要	- 1 -
1	社会福祉施設・事業者等に対する指導検査	- 1 -
2	保険医療機関等に対する指導等	- 3 -
3	指導検査の体制	- 4 -
4	社会福祉法人制度改革について	- 7 -
II	社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果	- 9 -
1	社会福祉法人・社会福祉連携推進法人	- 9 -
2	介護保険施設	- 12 -
3	高齢者施設等	- 18 -
4	介護保険在宅サービス事業(福祉系)	- 24 -
5	介護保険在宅サービス事業(医療系)	- 35 -
6	障害者支援施設等	- 40 -
7	障害福祉在宅サービス事業等	- 44 -
8	保護施設	- 51 -
9	指定医療機関(生活保護法等)	- 53 -
10	児童福祉施設等(保育所・保育施設を除く。)	- 57 -
11	保育所・保育施設等	- 61 -
12	その他の施設等	- 71 -
III	保険医療機関等に対する指導等の結果	- 75 -
1	保険医療機関等	- 75 -
IV	不正や権利侵害に対する監査等	- 82 -
1	社会福祉法人に対する特別監査	- 82 -
2	介護保険サービスに対する監査	- 83 -
3	障害福祉サービス等に対する監査	- 85 -
4	保護施設に対する特別指導検査	- 86 -
5	生活保護法の指定医療機関に対する検査等	- 87 -
6	児童福祉施設等に対する特別指導検査等	- 89 -
7	保険医療機関等に対する監査	- 90 -
V	福祉サービス第三者評価制度	- 92 -
1	福祉サービス第三者評価制度とは	- 92 -
2	第三者評価の内容	- 93 -
3	第三者評価を実施するメリット	- 94 -
4	第三者評価の受審促進に向けた取組	- 95 -
VI	資料編	- 102 -
	資料1 令和6年度検査実績一覧	- 102 -

資料2	令和6年度返還金等実績	- 107 -
資料3	令和7年度指導検査実施方針等	- 109 -
資料4	社会福祉施設・事業等の概要	- 170 -
資料5	各種参考情報	- 176 -

(注) II及びⅢの「検査(指導)実施状況」並びにⅥ資料1における対象数及び
実地検査数等について

対象数は中核市である八王子市に所在する施設・事業所を除く令和6年4月1
日現在の数を基本とし、実地検査数(実地指導数)及び個別指導数は令和6年度
に実施した数を記載しています。

(注) IIの「検査(指導)実施状況」における主な指摘事項について

主な指摘事項について、文書指摘事項数が2以下の事項については、特定の施設
に関する詳細が明らかになる可能性があるため、指摘のみの掲載としています。